

令和 8 年第 1 回尾鷲市議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 2 日（月曜日）

---

○議事日程（第 2 号）

令和 8 年 3 月 2 日（月）午前 10 時開議

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  |          | 会議録署名議員の指名                                   |
| 日程第 2  | 議案第 2 号  | 尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について         |
| 日程第 3  | 議案第 3 号  | 尾鷲市乳児等通園支援事業に関する条例の制定について                    |
| 日程第 4  | 議案第 4 号  | 尾鷲市行政手続条例の一部改正について                           |
| 日程第 5  | 議案第 5 号  | 職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6  | 議案第 6 号  | 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について          |
| 日程第 7  | 議案第 7 号  | 職員等の旅費に関する条例等の一部改正について                       |
| 日程第 8  | 議案第 8 号  | 尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の一部改正について             |
| 日程第 9  | 議案第 9 号  | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について                        |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 尾鷲市都市公園条例及び尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について     |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 尾鷲市消防団条例の一部改正について                            |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                    |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 旅館建築の規制に関する条例の廃止について                         |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 令和 8 年度尾鷲市一般会計予算の議決について                      |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 令和 8 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について              |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 令和 8 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について             |
| 日程第 17 | 議案第 17 号 | 令和 8 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について                    |
| 日程第 18 | 議案第 18 号 | 令和 8 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について                    |

- 日程第 19 議案第 19 号 令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 12 号）の  
議決について
- 日程第 20 議案第 20 号 令和 7 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予  
算（第 5 号）の議決について
- 日程第 21 議案第 21 号 令和 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正  
予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 7 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）  
の議決について
- 日程第 23 議案第 23 号 令和 7 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 4 号）  
の議決について
- 日程第 24 議案第 24 号 尾鷲市過疎地域持続的発展計画について
- 日程第 25 議案第 25 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定につい  
て
- 日程第 26 議案第 26 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定  
について
- 日程第 27 議案第 27 号 尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 28 号 尾鷲市道路線の認定について  
（質疑、委員会付託）
- 日程第 29 一般質問

○出席議員（10名）

1 番	小 川 公 明 議員	2 番	西 川 守 哉 議員
3 番	野 田 憲 司 議員	4 番	入 田 真 嘉 議員
5 番	佐々木 康 次 議員	6 番	中 井 勇 気 議員
7 番	南 靖 久 議員	8 番	仲 明 議員
9 番	中 村 文 子 議員	10 番	西 野 雄 樹 議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	小 川 隆 子 君
政 策 調 整 課 長	三 鬼 望 君
政 策 調 整 課 調 整 監	後 藤 健 太 郎 君
政 策 調 整 課 調 整 監	西 村 美 克 君
総 務 課 長	森 本 眞 明 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防 災 危 機 管 理 課 長	大 和 秀 成 君
税 務 課 長	三 鬼 基 史 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	湯 浅 大 紀 君
福 祉 保 健 課 長	山 口 修 史 君
福 祉 保 健 課 参 事	丸 田 智 則 君
環 境 課 長	山 本 容 孝 君
商 工 観 光 課 長	濱 田 一 多 朗 君
水 産 農 林 課 長	芝 山 有 朋 君
水 産 農 林 課 参 事	千 種 正 則 君
建 設 課 長	塩 津 敦 史 君
建 設 課 参 事	上 村 元 樹 君
水 道 部 長	神 保 崇 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	竹 平 専 作 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	高 濱 宏 之 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	柳 田 幸 嗣 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	世 古 基 次 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	渡 邊 史 次 君
監 査 委 員	西 謙 一 君
監 査 委 員 事 務 局 長	北 村 英 之 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高 芝 豊
事務局次長兼議事・調査係長	濱 野 敏 明



[開議 午前 9時59分]

議長（小川公明議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立をいたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略いたします。

ここで、3月1日より監査委員に御就任されました西謙一氏より御挨拶をいただきます。

西代表監査。

[監査委員（西謙一君）登壇]

監査委員（西謙一君） このたび、市議会定例会におきまして、監査委員に選任いただきました西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、税理士であり、公認会計士ではございませんので、非常に重責に感じております。しかし、選任されました限りは、監査委員の果たすべき職務の重要性を十分認識いたし、議選監査委員の御教示をいただきながら研さんに励み、誠意を持って努力いたす覚悟でございます。

議員の皆様方には、一層の御指導、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川公明議員） ありがとうございます。今後4年間、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、2番、西川守哉議員、3番、野田憲司議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第2号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から日程第28、議案第28号「尾鷲市道路線の認定について」までの計27議案を一括議題といたします。

ただいま議題の27議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております27議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 御異議なしと認めます。よって、議題の27議案は所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第29、一般質問に入ります。

発言通告者が提出されておりますので、お手元の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽せんの順序により、8番、仲明議員。

[8番(仲明議員)登壇]

8番(仲明議員) おはようございます。

今回は、前回の水産業に引き続いて、本市の地場産業である林業について、森林・林業白書等に基づき、一般質問をいたします。私の願いは、地場産業の再生、低迷する林業の再生に少しでも役立てればとの思いで質問するものであります。

林業については、これまで市有林を主に、カーボンニュートラル関連で3回ほど質問をいたしました。令和3年12月議会には、カーボンニュートラルと市有林主伐計画への影響、令和5年3月には、森林環境譲与税と森林経営管理事業及び市有林の現状と方向性、令和6年9月には、市有林が主伐された場合のクレジット喪失と森林経営の在り方などについて質問をしてきました。

今回の質問は、これまでの質問を踏まえ、重複する場合がありますが、林業再生を期待して質問をさせていただきます。

国の森林及び林業の動向、いわゆる白書では、生物多様性を高める林業経営と木材利用の特集を組み、健全な生物多様性が確保されていることは、食料や水、木材、大気中の酸素の供給など、様々な恩恵をもたらし、人々の暮らしを支えている。こうした生物多様性の確保は、気候変動の問題と並ぶ地球規模の問題であり、国内外で関心の高まりが見られます。これまで、原生林の保護、管理等が実

施されており、これを継続するとともに、今後は、森林資源の循環利用が重要となる中で、林業経営を通じた生物多様性への貢献や持続的な経営から生産される木材の利用を進め、里山林、人工林を含む我が国の森林を将来にわたり受け継いでいくことが必要であるとされ、今後の方向性が記述をされています。

具体的な施策では、森林・林業基本計画において、様々な生育段階や樹種から構成される森林が、モザイク状に配置されている状態を目指して、針広混交林や広葉樹林化、長伐期化等を含め、多様な森林整備を推進することとしております。

また、林野庁では、令和6年3月に、林業事業者等を対象に、森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針を取りまとめ、林業事業者等が取り組むべきことは、持続的な経営であり、森林の有する多面的機能の発揮や生態系に配慮した施策等を実施することである。結果として、供給される木材を利用していくことは、森林資源の循環利用を通じて地球温暖化防止等にも寄与し、社会経済に貢献するとし、特に人口林のうち、林業に適した森林は、主伐後の再生林により持続的に木材生産を行っていく森林として維持し、林業継続の条件が厳しい森林については、森林環境譲与税等を活用しつつ、間伐等の段階から侵入広葉樹を残し、針広混交林等への誘導を図るほか、帯状や群生の伐採と更新によるモザイク状の森林の配置への誘導を図ることが重要である。

また、生物多様性を高める林業経営の新たな収益機会として、温室効果ガスの吸収量の大半を占める森林の重要性はますます高まっています。森林管理による温室ガス吸収量をクレジットとして認証する森林由来のJ-クレジット創出に取り組む民間企業との連携も広げることが期待されていると記述をされています。

本市では、令和4年3月にゼロカーボンシティ宣言を行い、森林資源等を生かした脱炭素と教育の施策の柱を立て、22世紀に向けたサステナブルシティの実現に向けて、企業と連携して取り組んでいます。

現在進行中のみんなの森プロジェクト計画は、生物多様性・環境教育、尾鷲ヒノキ林業モデル、自然体験・森林ふれあいゾーンがあり、生物多様性を高める林業のモデルとなると改めて認識をしています。

まず、尾鷲市市有林約91ヘクタールでの脱炭素の取組であるみんなの森プロジェクトの進捗と、今後の尾鷲ヒノキ林業モデル林の市有林への拡大、教育モデルの模索についてお聞きをいたします。

また、「SINRA」プロジェクトによるJ-クレジット販売は、既に実績と創出の想定が示されていますが、現在の動向をお示してください。

次に、尾鷲市森林整備計画は、森林法に基づいた5年ごとに作成する10年間の計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や森林施業の標準的な方法、森林の保護等の規範など、森林づくりのマスタープランとなる計画であり、令和5年4月に計画期間を10年として新たに策定をされています。

新たな計画は、地域の目指すべき森林資源の姿や立木の伐採の標準的な方法、森林の生物多様性の保全などが一部改正されていますが、これまでの計画との基本的な考え方や伐採などの林業施業の変更点と策定された森林整備計画の公表と周知についてお聞きをいたします。

以上が、壇上での質問であります。

議長（小川公明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、仲議員の御質問に対し、順にお答えいたします。

まず、議員から御説明いただきました令和7年版森林・林業白書は、私もじっくり読ませていただきました。この白書の特筆すべき点は、生物多様性を保全し、持続可能な森林管理を通じて環境への負荷を減らし、国産林の利用を促進する。結果として多様な生態系を維持し、林業を活性化していくことだと私は認識しております。

御質問の第1点目の尾鷲市市有林、みんなの森プロジェクトは、まさに白書に書かれている林業を実践しているものであります。

この活動は、尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言を表明する前の令和3年12月にプロジェクトを立ち上げ、本市の戦略パートナーである株式会社paramitaがこのプロジェクトを指導し、企業との結びつきを深めることにより、延べ16企業から1億4,826万6,000円の企業版ふるさと納税を頂戴し、その一部を原資として事業を進めているものでございます。

令和4年から5年については、今の活動の土台となる間伐材を木材市場に搬出するための作業道づくりや水の割出口を探し、その水を水脈として、川から海までつないでいく作業など、自然の損失を止め、回復、再生へと転換する考え方で、ネイチャーポジティブの方向性を模索しながら進めてまいりました。

令和6年からは、全国的に著名な環境活動家の坂田雅子さんに、森林整備の見立て、指導を行っていただき、粘土化した土壌を改良するとともに、山頂から湧き出る湧き水や土中に滞った水を水脈として川につないでいく作業など、市内外

の個人や企業から多くの方々が参加していただき、ワークショップ形式で行っております。

また、昨年3月には、協賛企業等と、この活動に継続性を持たせることを目的に、尾鷲ネイチャーポジティブコンソーシアムを設立し、本年1月21日に、横浜みなとみらいにおいて、その企業等が一堂に会して、尾鷲ネイチャーポジティブアクション会議を開催したものであります。

今年度の取組として、みんなの森の整備を継続しつつ、尾鷲市森林ゾーニングマップを作成し、本市全域での森林の集材効率や土砂災害警戒区域、自然林の位置、生物多様性の重要エリアなど、19項目に及ぶ森林情報をゾーニングマップに落とし込み、可視化しようとしております。今後、それぞれの項目を分析することで、新たに見えてくる森林整備や生態系の回復に取り組み、企業に提案できるツールとして活用してまいります。

また、昨年9月には、市内の親子たちが参加し、みんなの森の生態系調査を行いました。スマートフォンを活用して、生き物や植物を写真に撮り、国際的に使われているスマートフォンアプリに登録することで、種の同定を突き止めることができ、現時点で130種の動植物が登録されております。

こうした市民参加によるイベントスタイルで生態系回復の学術的根拠を得ることができ、定期的に継続実施してまいります。

令和7年のみんなの森の来訪者数は、企業視察研修で164名、ワークショップ参加者で246人、合計420人となり、交流人口や関係人口にも効果が出始めております。

こうしたみんなの森プロジェクトでの活動成果をコンソーシアム加盟企業に提供し、インパクトレポート作成のための重要な資料として御活用いただいております。この活動に企業が関わり参加するメリットを実感できたものと考えております。

次に、市有林への拡大については、みんなの森での尾鷲ヒノキ林業をモデルとし、令和4年度に列状間伐を行い、伐採跡地に尾鷲ヒノキ林業の特徴である1ヘクタール当たり1万本植栽の密植を行っております。このエリアでは、森林・林業白書でも推奨されております列状間伐を行ったことで、モザイク状の森林配置となり、現在3年生となり、生育状況を観察しているところであります。今後、森林ゾーニングマップを分析する中で、植栽に適したエリアを選定し、企業等の協力を求めながら進めてまいりたいと考えております。

次に、教育モデルの模索につきましては、ゼロカーボンシティ宣言の柱の一つ

である本市の自然や文化を生かしたトンガリ教育を進め、教育移住を視野に入れながら次世代を担う人材育成を行おうとしております。

このプロジェクトを推進していくため、国の制度を活用し、地域プロジェクトマネージャー1名と地域おこし協力隊3名が尾鷲らしい気候変動時代を生き抜く人材育成、教育の在り方、拠点の在り方を検討しているところであります。

次に、「S I N R A」プロジェクトによる本市Jークレジットの現在の動向につきましては、現時点で、市有林のうち、天然林1,228ヘクタール、人工林280ヘクタールから2,404トンのクレジットが認証されております。このうち、L I N Eヤフー株式会社と毎年500トンと10年間売買する契約を交わしており、残り1,904トンを株式会社p a r a m i t aによる「S I N R A」プロジェクトに販売していただいております。主なところでは、サカイ引越センターで、通常の引っ越し契約に1,000円をプラスすることで、引っ越しで発生する二酸化炭素を尾鷲の森で吸収するという商品が販売されているなど、消費者にも環境意識が定着しつつ、株式会社p a r a m i t aによる新たな商品、サービスが企業に提案され、本市と企業との橋渡しになっております。

市有林からJークレジットは、今後、主伐などの兼ね合いから変動する可能性もありますが、約5,000トンまで増やしていく予定としております。

本市のJークレジットは、全国的な相場よりも高い価格で電力を販売できているだけでなく、購入していただいた企業と協定を結び、活動を共にしていくきっかけとして非常に大きな効果をもたらしているものであります。

次に、尾鷲市森林整備計画についてであります。

令和5年度からの尾鷲市森林整備計画につきましては、地域の目指す森林資源の姿として、これまでは樹齢35年から40年の標準伐期齢を主伐とし、それに加え、樹齢80年以上の長伐期施業による大径木の生産をも含めたものとしておりましたが、今回から新たに、海綿養殖業の石綿などの足場台として、樹齢20年から30年の短伐期施業による小径木の生産も追加しております。このいかだの足場台は、近年、鋼材価格や樹脂原料価格が上昇している背景に加え、台風やしけで損傷することが多いことから、木製いかだは現場での加工、交換が容易であることや小規模経営体でも扱いやすいなどのメンテナンス性の高さや廃棄処理コストの低さが再評価され、再び需要が増加しつつあります。今後、こうした需要に対応していくことを見据え、短伐期施業を認める森林整備計画への変更を行っているものであります。

また、生物多様性の保全につきましては、現在、本市で取り組んでいるネイチャーポジティブの観点のもとより、林野庁の主伐時における伐採・搬出指針でも、立木の伐採、主伐の標準的な方法の注意事項として示されていることから、今回の計画に新たに追記しているものであります。

森林整備計画につきましては、県や本市ホームページに掲載し公表しており、また、周知を促すために、実際に森林整備を行う場面で、担当職員が森林所有者や森林事業者に対して、新たな森林経営整備計画に沿った施業方法について随時お知らせしているものでございます。

以上、壇上からの御質問に対して回答させていただきます。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） ありがとうございます。

みんなの森プロジェクトにつきましては、ついさっきでも、子供たちが植林を行ったというようなイベントが多数行われているので、森林になじむという意味ではよい場面だと思っております。

また、今後、森林ゾーニングマップを分析して、19項目って言われましたけど、可視化すると。これについては、注視を持っていきたいと思っております。

また、教育については、初めての発言だと思うんですけど、トンガリ教育を目指して、次世代を担う子供たちを教育していくと。これについては、また委員会等で説明があると思うんですけど、またそういう情報を早めに出していただきたいと思っております。

次に、先ほどの森林整備計画の中で、市長から、間伐についてを追加したということでありましたけど、再度質問させていただきます。

現状と課題の中では、木材の付加価値を高めるための長伐期大径化にも対応する必要があると明記されているんですね。

ところが、地域の目指すべき森林資源の姿では、前回に記述されていた長伐期施業による大径木の生産も目指す、もう一つは、林分の林齢構成についても平準化を目指すという言葉が削除されております。比較するとね。

近年の木材価格の動向により、市有林では主伐を控え、間伐材の有効活用による市場の活性化に努めています。これは僕は理解をしております。ただ、主伐が低迷している中、森林資源の姿としての長伐期施業と林齢構成平準化は、やっぱり大事だと思うんですね。今後目指さないのか、お聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 実を言いますと、この森林整備計画、令和5年4月に改定いたしましたんですけれども、この新たな計画で目指すべき森林資源の姿といたしましては、先ほどお答えいたしましたとおり、これまでの長伐期施業に加えまして、短伐期施業も取り入れていることで、要は多様な木材需要に柔軟に対応できるような森林経営を目指すものとなっております。

現在の本市における人工林の林齢構成につきましては、戦後の拡大造林事業によって植えられた森林がちょうど主伐期を迎えているものの、議員おっしゃっていますように、材価の低迷等により主伐されずにいることから、偏った林齢構成になっております。

しかしながら、今後、短伐期施業を含め、多様なサイクルで森林施業を適切に行うことで、持続的な経営が可能となり、林齢構成の平準化につながるものと考えております。大径木生産や林齢構成の平準化を目指さないとするものではございません。

以上、回答申し上げます。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 分かりました。やっぱり森林を継続していくには平準化というのはやっぱり大事やと。それには長伐期化も必要だということで、理解をしております。

次に、森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針では、これ、国のですね、森林施業上の配慮事項等について、取組手法が整理されており、この中で、共通して取り組むべき事項として、市町村森林整備計画に基づく適時適切な森林施業のほか、生物多様性の確保等が示されております。市の森林整備計画に沿った森林施業を促進するには、民間の森林施業者においても広く理解を求めていく周知が必要であると思いますが、先ほど市長からは、ホームページ等で周知をしているということではありますが、水産農林課長の考えをお聞きいたします。

議長（小川公明議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） それでは、お答えをいたします。

森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針では、その林業施業上の配慮事項といたしまして、市町村森林整備計画に基づく適時適切な施業の在り方というものが示されておりますが、特に人工林におきまして、間伐を計画的に実施し、光環境の改善、溪流沿いの森林保全、針広混交林への誘導などの指針を示し、安定した生態経営を保つということが記載をされております。

その上で、林業事業者が生物多様性保全に取り組む意義といたしまして、民間企業との連携による新たな収益機会の創出や森林管理の集約化による効率化と生物多様性の向上というものが示されておりまして、そのためには、森林管理の面的なまとまりの確保が必要というふうにされております。このことは今、企業とのコンソーシアムの中で取り組んでおります尾鷲市森林ゾーニングマップでの19項目が、まさにこれらの項目に当たるものでございまして、尾鷲市全域での森林の特性を分析する中で、意欲ある森林所有者や林業事業者に対しまして、市が仲介となって、企業等との連携による森林管理というものを推進していくということを考えております。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） よろしく願いをいたします。

次に、森林経営管理制度についてお聞きをいたします。

森林経営管理制度は、市有林、人工林の3分の2で経営管理が不十分となっているおそれがあり、2019年4月に市町村が主体となって森林の経営管理を行う森林経営管理制度が導入されました。これ、国の制度ですね。本制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が所有者に対する意向調査を行い、それに基づき、所有者から経営管理権の設定、委託を受けた場合は、所有者と林業経営者の仲介役となり、収益が見込めるなどの林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は、市町村自ら管理を行うこととされております。

本制度の導入から6年が経過する中で、本市においても須賀利地区や三木里地区での実施体制の整備、意向調査、現地調査や境界確認、間伐業務が実施されておりますが、その状況と、今後の森林経営管理事業の想定する地域と小規模森林所有者への対応についてお聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほど、森林経営管理制度の実施状況について、議員から御説明のあったとおりでございます。須賀利地区から開始しまして、現在、三木里地区に着手しているというところでございます。

今回、この制度の目的である手入れの行き届いていない森林の整備等々において、これまでに本事業で行ってまいりました間伐の実績面積は、須賀利地区で約72ヘクタールとなっております。これらの森林につきましては、市の直接管理

により、保全活動や土砂災害防止等を行っており、適切に管理された森林となっております。

今後の想定区域につきましては、やはり尾鷲材の流通の観点において、利用間伐として木材市場に流通させることができる、先ほど申しました森林ゾーニングマップでの集材効率の高いエリア、これを中心に事業を進め、そのエリアに含まれている小規模森林所有者に対しても、併せて意向調査を実施しながら一体的に取り組んでまいりたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 集材効率のいいエリアから取り組んでいくと、それ、当然だと思うんですけど、個々の小規模森林所有者というのは、ぽつんぽつんという離れた場所であるような所有者もあるわけですね。今後は、その収益効率のよいところと同時にできるような工夫もぜひ行っていただきたいと思います。

引き続き、森林経営制度についての話なんですけど、全国では、制度導入から5年度末までに、意向調査は約103万ヘクタール実施されて、回答があったもののうち、約4割が市町村への委託希望があって、294市町村から8,370ヘクタールの森林経営管理事業が実施されております。林業経営者に再委託されたもののうち、48市町村で598ヘクタールの森林整備が実施されていると記述をされております。

本市での森林経営管理制度では、林業経営者の再委託は進んでいるのか、あるのかないかという話なんですけど、また、本制度の運用において、林務担当職員の不足により、市町村の体制が十分でないなどと、国においても課題が指摘をされております。今後、この制度を積極的に進めるに当たり、本市の担当職員は充足されているのか、お聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、森林経営管理制度を用いた間伐等を行った森林の再委託、これにつきましては、まず、林業に適した森林は林業経営者が経営管理を行います。しかし、この林業経営に適さない森林は市が経営管理を行うもの、こういうふうになっております。

この制度は、10年以上手入れが行われていない森林が対象でありまして、特に木の直径が細いとか、あるいは受精が弱いと、こういうところがございます。

現在、再委託に応じる林業経営者がいないことから、市が経営管理を実施して

いるというところでございます。

今後は、先ほど説明いたしましたとおり、木材市場への流通可能な条件の林道沿いを中心に、適材な間伐を行い、林業経営に適した森林整備を進めていくことで、林業経営者への再委託へとつなげていきたいと、このように考えております。

次に、担当職員につきましては、議員の御指摘のとおり、不足しております。

本事業を広く展開していくには、やはり何といたっても人材確保が前提でございます。林野庁が指定しております認定森林施業プランナー、あるいは認定森林経営プランナー、この資格等を保有する人材雇用制度をいかに活用していくことが必要であるかというふうにして考えております。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 林業経営者への再委託、ぜひ確保していただきたいと、このように思っています。大変難しい条件があると思うんですけど、森林を継続するには、こういうシステムを活用していくというのは十分認識をしていただきたいと思うわけでございます。

また、担当職員については、採用されてすぐ職務に専念できるかというところ、これ、大変なことなんです。育成ということも考えて、人事面でもぜひ検討をお願いしたいと思っております。

次に進みます。

森林の立木の伐採行為の実態や伐採後の森林の更新状況を把握することは、適正な森林施業の確保を図る上で重要となります。森林の所有者等が立木の伐採を行おうとするときは、市に伐採及び伐採後の造林の届出を行う伐採造林届出制度が定められています。

本市においても、この制度が着実に運用されていると思いますが、国では、主伐収入で造林費用が賄えないことや再投資の意欲が湧かないこと、育林従事者の減少などの理由により、再造林が進んでいないことが課題となっております。林業経営者の伐採後の再造林が進んでいるのか、水産農林課長にお聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） それでは、お答えをいたします。

伐採後の再造林につきましては、伐採時に提出をする伐採及び伐採後の造林の届出書、いわゆる伐採届と申しておりますが、この造林計画書におきまして、再

造林をしていくのか、または天然更新をしていくのかを記載することとなっております。

本市では、伐採届が提出をされましたら、リストに掲載をし、造林計画どおりに再造林が、または天然更新がされているかということを管理していくこととしておりますが、平成29年度にこの制度が全国的に厳格化をされましたが、それ以前は、制度自体はありましたが、全国的な運用というものが徹底されていなかったということもございまして、本市にも、伐採後に造林されていないという森林は存在しております。

直近で申し上げますと、令和元年からの再造林の対象林というものは11件ございまして、そのうち4件は再造林が完了しておりますが、残りの6件につきましては、期限が来年度中ということになっておりまして、1件が再造林をされていないという結果になっております。再造林をされていない1件につきましては、所有者に連絡を取りながら、造林計画に基づいた指導管理というものをしていきたいというふうに考えております。

また、近年では、主伐自体が少なくなっているということもありまして、議員もおっしゃるように、再造林に対するインセンティブや意欲というものが少ないことから、伐採後は天然更新というような届出が多くなってきております。

いずれにいたしましても、再造林、天然更新、しっかりと現地確認、管理を行いまして、所有者への指導を含めた適切な森林保全に努めてまいります。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） この問題は大変難しい問題で、再造林をするための資金が確保できないために主伐ができない、主伐ができないもので再造林がならないというような、サイクルが、悪循環が続いているというような気がするんですわ。やはり木材が安いということもあるんでしょうけど、主伐がないから再造林がない、再造林できないために主伐できないというような順繰りが巡っておるというふうな状況があります。

その上で、次に、森林環境譲与税は、令和元年度から先行して譲与されており、本市の令和7年度の譲与額は5,549万8,000円であり、7年度の森林整備事業に1,480万3,000円を充当し、残り4,069万5,000円を基金に積立てをいたしました。基金の合計は、1月30日現在、1億287万円となっております。

森林環境譲与税は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備に充てることが可能で、その財源の原資は、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円が賦課徴収されております。

宮崎県などの各地域では、再造林推進に向けて、基金の創設等の様々な取組が行われております。

森林環境譲与税や尾鷲みどりの基金、みえ森と緑の県民税市町交付金を有効活用して、適時な主伐と再造林を進めるための支援策を検討する考えはないか、市長にお聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） それでは、お答えいたします。

適切な主伐と再造林を進める支援策、これについてなんですけれども、まず、この主伐につきましては、先ほども申し上げました尾鷲市森林ゾーニングマップを分析することで、集材効率をよくする、それから収益性が高い、また伐採後の災害リスクの低いエリアについて、こういったことを森林所有者と情報共有を図ってまいります。また、整備が必要な森林につきましては、森林環境譲与税を有効に活用することによって経営管理を進めるなど、適切な主伐林の維持確保へとつなげてまいりたいと考えております。

次に、再造林への支援策という点につきましては、やはりやる気のある林業経営体に経営管理をあっせんするためには、何といたってもやっぱり造林補助の対象となることが不可欠であると思っております。

そのため、補助対象となり得る必要な面積をまず確保するために、周辺の森林整備を行い集約化する。一方で、既に面積要件をクリアしているものに対しては、本市の森林経営計画に組み込むこと、さらには現在特例措置として設けられております、この森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、これで認定されるよう手続を進めるなど、造林補助を得られるような支援を進めてまいりたいと思っております。

また、本市では、独自の制度として、尾鷲みどりの協会からの寄附金を活用した尾鷲みどりの基金事業での造林補助も国の造林補助金に上乗せしております、それらを合わせますと、造林に係る経費の93.6%、この分を補助しているという状況になっております。

議長（小川公明議員） 8番、仲議員。

8番（仲明議員） 木材が積極的に利用されて、そして主伐後、再造林するサイクル

が進まない、森林を将来にわたり受け継いでいけないと。ぜひこの主伐、再造林のサイクルが可能になるような支援策を、知恵を絞ってしていただきたいと思っています。

また、木材利用については、市内には、ひのきプレカット、また、内装材加工組合、二つの加工組合がございます。ひのきプレカットについては、去年、管内視察をさせていただきました。

市の木材利用方針というのがあるわけなんですけど、尾鷲市公共建築物等木材利用方針、これに基づいた利用促進をぜひお願いしたいと。当初予算にも、実は1億飛んで幾らか載っていましたが、工期延長ということで、補正予算が今回出ているようなんですけど、それが一つの試みだと思うんですけど、今後も公共施設の木材利用も積極的にぜひお願いしたいと思います。

次に、尾鷲市木材市場の1月13日の原木初市では、地元を中心に入荷原木約1,200立米を完売して、幸先のよいスタートを切ったと報道されております。原木1立米当たりの平均単価は、ヒノキ1万8,000円、杉1万9,000円でありました。

12月21日の中日新聞に、「『森林王国』の歩み」と題して、「～日本林業は今～」のサブタイトルで特集記事がありました。読ませていただきました。

日本の国土の3分の2が森林という森林王国。森林は毎年約6,000万立米、体積が増え続けている。先人が戦後、植林に励んだ木々が育ち、伐採期を迎えている。資源としての活用はまだ十分ではありません。何が問題なのか、解決策はあるのか。林業の歴史をたどり、考えますと記述をされていました。

林業不振の一因は、事業者が小規模で、大木を十分提供できず、割高になることだった。

林野庁は、事業者の規模拡大、高性能林業機械の導入、作業道の整備、流通コスト低減などを進める。難題は、細分化した山林の所有だ。林野庁は、森林経営管理法に基づき、代行するルールをつくった。ただ、市町村の職員不足もあり、あまり進んでいない。

鹿児島大農学部、寺岡行雄教授は、貿易の自由化で、これまでの林業はもうからないという前提は変わりつつある。国は成長産業化を進めるため、新生産システムや林業成長産業化事業を推進している。成長産業になるには、木材を低コストで安定供給することが必要。その実現のための林業経営体の集約、伐採用大型機械の導入、大型機が通れる作業道の整備、流通の簡素化が進みつつある。大量

確保できる大型製材所も稼働し始めた地域もある。木材自給率は43%まで回復した。この国で、木材は自給自足できるほぼ唯一の資源である。木材を利用し、苗を植え、再造林するサイクルを確実にしたいと寄稿しております。

この特集記事を読んで、言語化してなぜかほっとして、林業再生の希望と期待が湧いてきました。

所信表明で若干市長も触れておりますが、地場産業の再生の一つである林業の再生について、市長の思いと、尾鷲林業の今後のあるべき姿についてお聞きをいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、議員から御説明ございました、昨年、中日新聞のこの特集記事、「『森林大国』の歩み」、そして鹿児島大学の寺岡教授のコメント、私も読ませていただきました。

この記事には、日本林業の歩みが分かりやすく説明されておまして、いろいろなハードルを乗り越えなきゃならないと。乗り越えた暁には、もうかる林業、これをどうやって導いていくのかというような記事でありますけれども、議員もおっしゃるように、今は低迷状態にあるこの林業。しかし、新しい風が吹いているような感じがします。

ちょうど4年前でございますけれども、議員にも御提案いただきながら取り組んでまいりました、このゼロカーボンシティ宣言。これから4年がたつわけなんですけれども、要するにあらゆる革新的な取組に我々は積極的に挑戦し続けているところでございます。

冒頭で説明しましたように、延べ16に及ぶ大企業、これが本市と一緒に取り組んで、共感を得ておまして、寄附額としましても、1億4,000万を超えるお金を拠出していただいて、それぞれの企業が、この尾鷲の森林で新規事業開拓を実施しようと考えておまして、それに延べ16の企業が取り組んでいただいているという状況でございます。

特に、先ほどから何度も申し上げておりますけれども、やはり基本は尾鷲市森林ゾーニングマップ、まず、これを完成させて、それを分析する。この分析が進めば、私は新しい尾鷲の森林全体の在り方というのが可視化できるのもであると、非常に期待しているところでございます。

まずは、この森林ゾーニングマップの分析を基にしながら、その条件や基準に見合った意欲のある森林所有者や林業経営者と共に、一体となって、もう一度、

やはり切るところは切るんだと、植えるところは植えるんだという従来の林業サイクルを取り戻しながら、一方では、海と山が近く、日本で一番雨の多い尾鷲だからこそ、生物多様性、あるいは土砂災害などに対して、しっかり保全すべきところは保全してまいります。

そして、一方では、本市のパートナーである株式会社 p a r a m i t a や L o c a l C o o p 尾鷲、彼らと共に、みんなの森をモデルとした営業活動を行い、そして J-クレジットの取得、販売を通して、新たな環境価値を収益に変えていくといった形がやっと見えてまいりました。

これらの制度や仕組みを尾鷲市全体に広げていきながら、尾鷲の森林を次の 100 年につなげられるよう、豊かなものにしていく、これが私の理想の林業と尾鷲の森林の在り方であります。

しかし、この取組は、この尾鷲市、我々だけでできるものじゃございません。また、一朝一夕でなし得るものではありません。今、本市のこの取組に対しては、先ほど申し上げました 16 企業だけでなく、農林水産省とか、内閣府など、中央省庁にも大いに着目していただいております、共に活動することを申し出ていただいております。

今後とも、こうしたネットワーク、この中で、多くの皆様の資本や知見をいただきながら、しっかりとかつ着実にこの取組を前進してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 8 番、仲議員。

8 番（仲明議員） ありがとうございます。

市長が言われたように、新しい風が吹いている。これ、期待したいですね。新しい風が吹いているような気がしてきました。

私はこれまで、耕作放棄地の農業、それから大型定置を含めた水産業、今回は林業をやらせていただきました。この地場の産業をやはり大事にさせていただいて、施策をぜひ展開していただきたいと、このようにお願いして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小川公明議員） ここで休憩をいたします。再開は 11 時 5 分からといたします。

〔休憩 午前 10 時 54 分〕

〔再開 午前 11 時 04 分〕

議長（小川公明議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、9番、中村文子議員。

〔9番（中村文子議員）登壇〕

9番（中村文子議員） 皆様、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

本市は、三方を山に囲まれ、海に面した地形であり、自然の恵みとともに、災害リスクとも隣り合わせの地域でございます。特に、南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、津波対策や避難経路の整備は喫緊の課題です。

その中で、本日、私が取り上げるのは、災害時の通信確保についてです。

近年の大規模災害では、停電と同時に、携帯電話や光回線が不通となり、行政と住民の間、あるいは被災地と外部支援との間の情報断絶が大きな問題となりました。

尾鷲市におきましても、災害時における通信の途絶は、救助要請が届かない、被害状況が把握できない、支援が遅れるなど、命に直結する問題になり、住民生活に重大な影響を与える可能性があると考えます。

以前、能登半島地震を経験された方が講演をしてくださったことがあります。その話を聞いてみますと、道路は土砂で遮断されて孤立し、電気、水道、ガスも何もなく、通信も遮断されておりました。近くに道の駅があったので、蓄電池や食料、ガスコンロを使い、水は水道が止まっておりましたが、山水があったのでくみに行き、何とか3日後に通信が開通して、情報の共有ができたそうです。

そこで、注目されているのが、低軌道衛星を活用した衛星のインターネットサービス、スターリンクです。

スターリンクとは、約550キロメートルの低高度に多数の衛星を配置し、従来の地上通信インフラが届きにくい場所でも高速ネット環境を構築できる衛星通信機器になっております。スターリンクは、地上回線が寸断されても通信が可能であり、比較的短時間で設置できるという特徴があります。このような衛星通信サービスを導入することにより、防災拠点、避難所での通信を確保し、情報発信、救援活動の効率化を図ることができます。そして、このスターリンクは、地上から衛星の見通しが開ける場所であれば設置ができるのがメリットの一つであり、山間部や海上、離島のような地上ネットワークが届きにくい地域での利用も期待されます。既に全国の自治体で、防災拠点や避難所への導入が進んでいる状況です。

そこで質問いたします。

本市における災害時の代替通信手段の現状についてですが、現在、通信手段途絶を想定した衛星通信や非常用回線はどの程度確保されているのでしょうか。

次に、ふれあいバスが通らない地区の交通手段についてお伺いいたします。

本市におきましては、人口減少と高齢化が進行しており、移動手段の確保は市民生活を支える重要課題となっております。買物、通院、行政手続など、日常生活の基盤は移動によって成り立つものと考えておりますが、本市では、公共交通として尾鷲市ふれあいバスが運行され、市民の移動を支えております。

しかしながら、地理的条件や道路事情などにより、ふれあいバスが通らない地区が存在しており、旧町内では、泉地区と北浦地区には交通空白、あるいは交通不便の実態があるのではないかと考えます。

本市のように地形的制約の大きい地域では、従来型のバスだけで全てを解決することは困難です。だからこそ、小回りの利く仕組み、地域特性に応じた制度設計が必要ではないでしょうか。市民が住み続けられるまちであるために、交通空白地区に対する現行の支援策についてお尋ねいたします。デマンド型交通やタクシー助成など、今現在の取組と課題をお聞きいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、中村議員の御質問に対し、順次お答え申し上げます。

まず、この災害時の通信確保は、防災減災対策の最たるものであり、まさに命に直結する問題であります。

現在、大規模災害時において、広範囲にわたって輻輳が発生した場合とか、あるいは商用の通信回線が断絶された場合、こういったときに、本市の通信手段といたしましては、まず、市外向けの通信として、県とか、消防、警察、医療機関、国などと地上系及び衛星系無線で通信することができる三重県防災通信ネットワーク及び衛星電話があります。

市内向けの通信といたしましては、屋外スピーカー等から皆様に情報を伝達することができるこの尾鷲市防災行政無線、そして屋内の方へ情報伝達することができるエリアワンセグシステム、孤立が懸念される地域と音声による通信や映像により確認ができるIP電話やネットワークカメラなどがあります。

また、市民の皆様が利用できるものとしまして、停電時においても使用するこ

とができる、まず、市内27か所の避難所に設置しておりますが、災害時用特設公衆電話や避難所Wi-Fiなどがあります。

本市といたしましては、エリアワンセグのネットワークなど、市内全域、これはどの携帯電話キャリアとか、通信事業者にも依存しない、要するに本市にはこの通信インフラを持っているという、この尾鷲市独自の既存の強みを生かしながら、先ほど御提案のございました、安価に提供される衛星通信機器などの新たなサービスを取り入れ、県や民間事業者との連携を強化しながら、それらを市民の皆様へ周知することで、多層的で強靱な通信体制、これを構築してまいりたい、このように考えております。

次に、ふれあいバス及び空白地区の現状についてであります。

まず、本市のコミュニティバスでありますふれあいバスにつきましては、高齢者の方々が中心に、買物や通院など、日常生活に欠かすことのできない移動手段でありまして、多くの皆様に御利用をいただいているというところでございます。

また、本市では、65歳以上の市民の皆様を対象としたふれあいバスの無料化、これにつきましては、本年10月からの実施に向け、取組を進めております。

無料となった際には、買物や通院はもちろんのこと、気軽に外出して、そして多くの人と交流するきっかけとして、このふれあいバスをもっと利用していただきたい、このように思っている次第でございます。そして、皆様が健康で生き生きとした毎日を送っていただけることを期待しております。

一方で、議員がおっしゃっております泉地区・北浦地区などの地区では、まず、要するにバスの運行ルートから外れております。

代替交通手段としましては、もう一つの公共交通であるタクシーがございます。そして、介護事業者による福祉有償運送など、その役割を担っていただいているものの、この地域の皆様から、以前からふれあいバス運行に関する御要望いただいております。私としましては、本市の公共交通の課題の一つであると認識している次第でございます。

しかしながら、ふれあいバスについては、人口減少による利用者の減少、あるいは運転士の不足、さらには昨今では特に人件費の高騰、これが、費用が増加しております。そういう複合的な要因によりまして、現在では、各路線バス1台体制の運行となっており、時間的にも無駄のない運行ダイヤで運行しているのが現状でございます。

加えて、現在、国道とか、県道、あるいはこの紀望大通り、光ヶ丘地区など、

そのほとんどが対面通行可能な道路において運行しておりまして、狭隘な道路を含む地域での運行は、停発車時の安全性、あるいはバス停設置場所の確保など、交通安全上の観点から、国の認可を得ることが難しいという状況、現状であります。

このような状況から、泉地区や北浦地区に限らず、新たな路線の増設や停留所の新設を実施する場合は、他の交通機関との連携、あるいは沿線地区への影響、安全性の確保など、様々な調整を行った上で、ダイヤ全体を改正する必要がある、丁寧な議論を重ねていく必要があるものと認識しております。

このような課題に対応するため、今後、公共交通を取り巻く現状や課題をさらに分析しながら、市民ニーズや地域の実情を踏まえ、路線やダイヤの見直しを継続していくとともに、議員がおっしゃっていますように、デマンド型交通などの新たな交通体系の在り方の検討、あるいはタクシーへの補助とか、こういう既存の交通事業者との連携についての検討も進めながら、本市にとって持続可能で、誰もが快適に利用できる公共交通の実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、壇上からの御質問に対する回答とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 9番、中村議員。

9番（中村文子議員） まず、防災の件なんですけれども、尾鷲市も、地上衛星、衛星電話とIP電話、そしてエリアワンセグなど、あらゆる防災の面に関しまして、災害時の対応というのは考えておられるんだということが分かりました。

ですが、やはり前例、能登半島地震などの経験者の方からも伺った話が、尾鷲市にもどういふふうな被害が及ぶか分からないんですけれども、能登半島地震など、地上の通信網が寸断された際の重要なバック回線として、そのスターリンクというのは活用されたという事実がございます。

このスターリンクのような、また違った衛星通信機器、こちらの導入につきまして、本市として検討されたことはあるんでしょうか。そして、また、市役所庁舎、そして防災拠点、津波避難施設、孤立が想定される地区への配備について、今後検討する考えはあるのか、お伺いいたします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、議員がおっしゃっています衛星通信機器の導入、これを導入する上で重要となるのが、先ほど申し上げましたエリアワンセグシステムのネットワーク、まずやっぱりこれを基本に考えております。これは先ほど申しま

したように本市独自の特徴のあるものでございまして、国が地域の閉鎖されたネットワーク網、あるいは通称ローカル5Gって言っているんですけども、その施策を打ち出すより以前に、これは平成27年に、一部ソーラーパネルも持った72時間の予備電源のある4.5ギガヘルツ帯のエリアワンセグシステムのネットワークで、このネットワークを市全域に整備しており、これらを通して全戸配布のエリアワンセグ放送、市内各拠点のIP電話及びネットワークカメラを接続されております。

こういうエリアワンセグというすばらしいものを先駆けて導入しているわけなんですけれども、中で、まず一つ、この市内全域において、壇上で説明させていただきましたが、独自の通信インフラを持っているということは、何度も申し上げますけど、非常に大きな尾鷲市としての利点でございます。

しかしながら、エリアワンセグ、無線については、国の周波数再編がございまして。携帯電話事業者に割り当てられることが決定したことから、2030年頃をめどにしまして、周波数帯の移行について、これをちょっと検討していかなくやらないと、現在検討しております。

そこで、この意向とともに、現在の既存のこのエリアワンセグシステムのネットワークと、議員がおっしゃっています、新たに活用が広がってきたこのスターリンクなどの衛星通信網とどのように接続させ、活用し、新たな防災ネットワーク網を構築すればよいか、また、この発災直後、業務の継続や避難所の運営にどのように最大限活用できるのか、現在、事業者とも協議しながら検討しております。もし、このエリアワンセグネットワークが途絶えたときの代替手段も、やはり併せて考えていかなければならないと思っています。

そして、この機種自体が、地域内での接続しかできない点、また、ワンセグの端末機器が老朽化している、こういう点など、このエリアワンセグネットワーク自体についても課題がありますから、防災センターや避難所や段階的個別に導入していくことも含め、これらを包括して検討してまいりたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 9番、中村議員。

9番（中村文子議員） 確かにエリアワンセグの老朽化というのは、最近でもいろいろ課題が見つかる現状ではあると思うんですけども、尾鷲市、ドローンも導入しましたよね。そのドローンの映像とか、そういうのも、いかに早く送られるかがやっぱりポイントになってくると思うんです。いろんなメリットがあ

ったので、ぜひスターリンクを私は検討していただきたいという思いで、この一般質問をさせていただいておるんですけれども、光ファイバーとか、未整備地域の通信環境改善とか、あとICT活用支援などを目的とした補助金制度というのもあります。ブロードバンド整備や離島や山間部の通信環境改善などの中で、スターリンク導入が対象になるケースがほかの自治体でも増えてきているみたいなんです。初期費用及び維持費、そして本市としてどのように考えているのか、またお伺いします。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、このスターリンクにつきましては、使用データ容量に応じて月額制になっているんです。月額制の定額となっております。これが条件であるということで、発災時の利用のためだけに備え置くわけにはいかないわけなんですよね。発災直後に改めてインターネットに接続して手続を行わなければならないので、ちょっとやっぱりこれ、本末転倒じゃないかなとは思っているんですよ。このため、契約を継続しながら配備となるわけなんですけれども、その場合、最少のプランに抑えながら、発災後に大きなプランへ。最初は小さなプランでもいいけれども、発生したら大きなプランに乗り換えても、具体的には、要するに維持に反映されるのは予見となることから、費用と効果をうまく両立すべく、最善の運用方法を検討していかなきゃならないと。だから、決して否定しているんじゃない、前向きに捉えているんです、これ。

それで、さっきおっしゃっていますような、能登半島地震では、議員がおっしゃっているように、3日後に通信が回復するところとか、あるいはそれでも復旧されないところには、地震発災後10日前後に、携帯通信事業者などが数百台のスターリンク、これを持って現地に入られているということなどから、より発災直後という観点で、それらをいかに平時から準備しておくかが私は重要であると考えております。

その上で、議員の御提案の衛星通信機器の導入につきましては、本市といたしましても、既存のネットワークとの互換性、これとか、導入コスト、運用体制、設置場所などの課題を整理しながら、防災拠点や避難所への導入について引き続き検討してまいりたいと。

ちょっと参考のために。これでは分からないと思います。だから、一応具体的に申し上げますと、スターリンクの初期費用というのは、やっぱり大体十四、五万から四十四、五万ぐらいまであるわけなんです。ちょっと初期の高いものと

か。これはいいんです。ただ、1台というわけではないと。例えば、拠点だけにすると5台なのか、10台なのか、はたまた40台なのか、30台なのか、これを掛けていただいたら分かると思う。初期費用はこれぐらいなんです。

一方で、この月額費用なんです。月額費用になりますと、大体、12万円弱ぐらいなんです、1台で。それを10か所ですと、120万。30か所ですと、大体350万。これぐらいの費用がかかるというのが、これを目安としながら、どういう形で、要するに導入するかどうかということについては、ちょっと考えさせていただきたい。その辺のところを基準にしながら、どう導入していったらいいかということも、本当におっしゃるように前向きに考えさせていただきたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 9番、中村議員。

9番（中村文子議員） 前向きな答えをいただきまして、本当にうれしく思うんですけども、災害時において最も重要なのは、情報が届くことだとは私も思っております。どれほどやっぱり避難計画が整っていたとしても、情報が伝わらなければ機能はしません。通信は、道路や建物と同じく、命を守るインフラだと思っております。特に、本市のように地理的条件から孤立の可能性を抱える地域におきましては、最後までつながる通信手段の確保が必要だと考えております。確かに費用の問題はあると思うんです。でも、市民の命を守る観点からも、これからも前向きな検討を強く求めます。

続きまして、デマンド交通導入の必要性についてなんですけれども、尾鷲市では、人口減少と少子高齢化は大変進行しております。公共交通空白地帯における移動手段の確保が大きな課題となっておりますが、現在運行されているふれあいバスにつきましても、路線の便数や停留所まで距離があるなどによって、利用しづらい地区が存在しております。

そこでお尋ねいたします。本市として、予約制乗り合い交通、いわゆるデマンド交通の導入について、検討はされておりますでしょうか。現状の認識と今後の方向性について、市長のお考えをお聞かせください。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） お答えさせていただきます。

まず、現在の運行、このふれあいバス、これにつきましては、これはいい利点がない。あらかじめ決められたルートを決められた時刻に運行する定時定路線方式、これを採用しております。この定時定路線は、いつどこに行けば乗れるかが

明確であること、あるいは予約が不要であると、気軽に利用できるといったそういうメリットもございます。しかし、その反面、利用者が少ない時間帯では、空車での運行、あるいはバスのルートから離れた、さっきおっしゃっていますように、交通空白地区が発生するなどの課題があるものと認識しております。

一方で、議員がおっしゃるデマンド方式は、利用予約に応じて、運行ルートや時刻を調整する事業対応型の交通方式でありまして、利用実態に合わせて運行できることから、交通空白地の解消やあるいは高齢者の移動支援などに有効でありまして、利用者がいるときに運行する仕組みであるため、効率的な運行が期待できる、こういうメリットがございます。

しかしながら、基本的に事前予約が必要となることとか、あるいは予約受付体制やこの配車システム整備等の非常に初期投資や運営費の負担、地域内の交通事業者との調整もしていかなきゃならない。こういったことを考慮する必要があるなど、課題が多くあることも事実であります。

本市では現在、このふれあいバスを中心に、ほかの交通事業者と連携しながら公共交通施策を推進しておりまして、今後も地域の実情やあるいは利用者のニーズを的確に把握しながら、必要に応じた新たな運行方式を組合せで行うなど、限られた財源の中で最大限の効果、あるいはそれを発揮できるような仕組み、これを検討してまいりたい、このように考えております。

議長（小川公明議員） 9番、中村議員。

9番（中村文子議員） 今回、このデマンド交通の質問をするに当たって、やはり住民の方の声というのを聞きたく、私も空白地区の住民の方にいろんなお話を伺ったんですけども、やっぱり免許を、高齢になってきたから、息子さんとか、娘さんとか、子供さんに、危ないから免許返納してって言われても、なかなか免許返納できないという現実も目の当たりにしてきました。

そのときにやっぱり必要になってくるのかなって考えさせられたところもあったんですけども、近隣の自治体では、期間限定で実証実験などを行っているところもあるみたいなんです。利用状況とか、費用対効果なんかを検証した上で、本格に導入するかどうか判断している事例もあるみたいなんですけれども、本市におきましても、まずはモデル地区を定めて実証実験を実施するという考えはあるのでしょうか。

議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 議員がおっしゃるように、まず、モデル地区を指定します。そ

して、その中で実証実験を実施すると。この件については、公共交通に限らず、自治体が新しくいろんな施策を実施する際に、まずはやっぱり利用実態がどうなのか、費用対効果を具体的に把握するとともに、運用上の課題を整理し、将来的な制度設計の精度向上につながるができることから、私は大変重要な取組であると認識しているんですけども、今後、新たな交通施策の実証実験の検討に当たっては、まず、前提として、要するに市民ニーズ、それと既存交通の利用状況、これを必ず把握しなきゃならないと。そして、現状と課題を分析した上で、どのような方式が本市にとって最適であるのかということを考えることが重要であると思っております。

こうした状況を踏まえながら、来年度には、実を言いますと、本市の地域公共交通ネットワーク全体の指針に当たる「尾鷲市地域公共交通計画」、これを改定することになっておりまして、近い将来を見据えた公共交通の在り方というものを議論することとしたいと思っております。

改定に当たりましては、何といたっても広く市民の皆様の御意見とか、一方では、この交通事業者の考え方、そのお考えを丁寧にお聞きすることはもとより、一方では、やっぱり財政面の検証とか、あるいは他市町の先進事例、こういったことも参考としながら、多角的な検討を重ねてまいりたいと思います。その検討におきまして、議員御提案のモデル地区を定めた実証実験、これについても手法の一つであると考えておりますので、議論の対象になるものと思っております。

以上でございます。

議長（小川公明議員） 9番、中村議員。

9番（中村文子議員） 今回の現状を少しでもよくできるような計画になればなという希望も、すごい湧いてきました。

今回、この2本の質問をさせていただきましたが、今年10月に、65歳以上の方はふれあいバス無料という、市長の大々的な施策を打ち出しております。利用される方の喜ぶ声ももちろん聞いてきました。ですが、やはりこういった小回りの利く交通機関を望む声も多くありました。買物に行っても、帰りに荷物を持って、停留所から家まで歩く距離が長いと、けがをする不安もあります。これから夏になって暑くなってくると、熱中症になる危険もあります。様々な不安を取り除き、気軽に出かけられる環境を整備していくことが、本市としての今後の課題と考えております。先ほど市長も言われましたように、時代のニーズや住民のニーズを柔軟に取り入れていただけるようお願いを申し上げまして、私の一般

質問とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（小川公明議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、明日3日火曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前11時36分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 西 川 守 哉

署 名 議 員 野 田 憲 司